

指 名 停 止 情 報

① 前田道路株式会社	東京都品川区大崎 1-11-3
② 大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿 8-17-1
③ 鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽 1-7-27
④ 大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿樂町 2-8-8
⑤ 世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2-9-3
⑥ 株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町 8-27
⑦ 東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7-3-7
⑧ 株式会社NIPPON	東京都中央区京橋 1-19-11

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第5号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

(①、⑤、⑦及び⑧の事業者)

令和元年8月27日 ~ 令和元年9月26日 (1 ヶ月間)

(③、④及び⑥の事業者)

令和元年8月27日 ~ 令和元年10月26日 (2 ヶ月間)

(②の事業者)

令和元年8月27日 ~ 令和元年12月26日 (4 ヶ月間)

2 指名停止の理由

上記①～⑧の事業者は、アスファルト合材の販売価格について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規程に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日付け公正取引委員会からの公表により明らかとなったため。